

## 工芸室及び工芸教室の利用に係る要領

### 1. 目的

この要領は、一関地区広域行政組合管内住民（以下、住民という。）の、廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進の意識を啓発し、もって、清掃センターに搬入される廃棄物の抑制を目的として、工芸室及び工芸教室（以下、工芸室等という。）の利用に係る必要な事項を定めるものとする。

### 2. 定義

- (1)工芸室 一関清掃センターリサイクルプラザ内の工芸室をいう。
- (2)工芸教室 一関地区広域行政組合職員（以下、職員という。）が、工芸室や市民センター等の公の施設で行う、廃棄物を再生する工芸に関する教室をいう。
- (3)利用者 工芸教室等を利用する者をいう。

### 3. 利用者

- (1)工芸室等を利用できる者は次のとおりとする。
  - ①住民
  - ②住民で構成する任意の団体
  - ③地方公共団体
  - ④上記のほか、管理者が特に認める者
- (2)次に掲げる者は利用できない。ただし、管理者が特に認める場合を除く。
  - ①一関市又は平泉町以外に住所を有する者
  - ②法人（営利、非営利を問わない。）

### 4. 料金

- (1)工芸室等の利用に係る料金は無料とする。
- (2)工芸室等の工具等の利用に係る料金は無料とする。

### 5. その他

- (1)一関地区広域行政組合の管理する施設で開催する工芸室等で使用する、電気、ガス、及び水道に要する費用は組合で負担するものとし、利用者に負担を求めない。
- (2)上記以外の工芸室等で使用する物品等については、廃棄物として清掃センターに搬入されたものを除き、利用者が自己で準備しなければならない。